

社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会 役員等の報酬支給規程

第 1 条 この規程は役員等の報酬支給規程について定めるものとする。

第 2 条 役員等の報酬は、別表 1 に掲げる額とする。

- 2 前項の報酬は、選任された当月分から支給し、役員等任期満了辞職、失職または死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、どのような場合であっても重複して報酬を支給しない。

第 3 条 福祉委員の報酬は、別表 2 に掲げる額とする。

第 4 条 旅費その他実費弁償分については吉賀町社会福祉協議会職員の給与等に関する規程及び吉賀町社会福祉協議会旅費規程を準用することができる。

附 則

この規程は平成 17 年 10 月 3 日から施行し、平成 17 年 9 月 30 日より適用する。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は平成 25 年 9 月 5 日より適用する。

附 則

この規程は平成 26 年 8 月 7 日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は平成 28 年 12 月 7 日より適用する。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

【役員等報酬支給表】

役員等職名	区分	金額 (円)
会長	年額	720,000
副会長	日額	5,000
理事	日額	5,000
監事		
評議員		
評議員選任・解任委員		
生活福祉資金調査員	日額	3,000
苦情処理委員		
心配ごと相談員		

別表 2

【福祉委員報酬等支給表】

支給区分	区分
均等割り	年額 5,000 (円)
世帯割り	@100×各担当地区世帯数

2 均等、世帯割りを合わせて支給する。